

Weekly Report

第286号
平成26年11月4日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

年末調整に関するQ&A

年末調整の時期が近づいてきました。

◆Q&A

Q. 年末調整の対象者は？

A. 原則として「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しており、年末まで勤務している方が対象となります（給与総額が2千万円超の方などは対象外）。年の中途で入社した方は、前の会社の給与を含めて年末調整をするので、前職の源泉徴収票を提出してもらいます。

Q. 年末調整の対象となる給与は？

A. 1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定した給与が対象となります。

Q. 給与の未払いがある場合は？

A. 未払いがある場合でもその年の年末調整の対象となります。

Q. 確定申告をする場合、年末調整をしなくてもいい？

A. 給与以外の所得がある場合などで確定申告をする方でも、原則、年末調整をする必要があります。

Q. 扶養親族等に該当するかは、いつの時点で判

定する？

A. 配偶者控除や扶養控除はその年の12月31日の現況で判定します。ただし、扶養親族等が年の途中で亡くなった場合は、その時点で判定します。

Q. 別居している親族は扶養控除の対象になる？

A. 常に生活費や療養費を送金しているなど、本人と生計を一にしている場合は対象になります。

Q. 生計を一にする親の後期高齢者医療保険料を口座振替により支払った場合は？

A. 支払った方に社会保険料控除が適用されます。

NISA口座の開設金融機関を変更する場合

NISA口座を開設する金融機関の変更は、最長4年間できないことになっていましたが、今年度改正により、来年から1年毎に金融機関の変更ができるようになります。

27年分について変更する場合は、27年1月～9月までに金融機関へ届出書等の提出を行います。

ただし、変更しようとする年において変更前の金融機関のNISA口座で買付けがあった場合、その年分については金融機関を変更することができなくなるので注意が必要です。

また、変更した金融機関のNISA口座に、変更前のNISA口座で保有している上場株式や株式投資信託等に移すことはできません。

★★★11月のチェックポイント★★★

※年末・年始の資金繰りを現在の経営状況に合わせて再検討。売掛金の回収を徹底し、借入の必要があれば金融機関に提出する書類の作成を。

※税務署から年末調整関係書類が届くので確認。社員に各種控除申告書など関係書類を配布し、控除を受けするために必要な証明書などを集めるよう指示します。なお、中途入社の方には前勤務先の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼。

※人手不足の傾向があるので、繁忙期に向けたパート・アルバイトの手配を早めにします。